

東京大学における教員の任期に関する規則の一部を改正する規則（案）（令和 年 月 日東大規則第 号）

改正理由：大学院総合文化研究科において、既に導入している教員の任期制の教育研究組織等の見直しを行うことに伴い、所要の改正を行うものである。

現 行						改 正					
(略)						(略)					
別表						別表					
教育研究組織		対象となる職	任期	再任に関する事項	根拠規定	教育研究組織		対象となる職	任期	再任に関する事項	根拠規定
部局名	専攻、講座、研究部門等					部局名	専攻、講座、研究部門等				
(略)						(略)					
大学院総合文化研究科	(略)					大学院総合文化研究科	(略)				
	広域科学専攻環境応答論講座植	助教	4年	再任不可。	法第4条第1項第1号		広域科学専攻環境応答論講座植	助教	4年	再任不可。	法第4条第1項第1号
	物分子生理学分野						広域科学専攻環境応答論講座植 物分子生理学分野Ⅱ	助教	2年。ただし、 令和6年3月 31日を超え ることはでき ない。	再任不可。	法第4条第1 項第1号
(略)						(略)					
(略)						(略)					

附 則

この規則は、令和4年5月1日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。